

学校法人青森田中学園サテライトキャンパス「FRIENDLY WINDOW」運営規程

（目的）

第1条 学校法人青森田中学園サテライトキャンパス「FRIENDLY WINDOW」（以下「FW」という）を、青森市中心商店街の新町地区に地域住民との交流拠点および情報発信の場として開設する。

この規程はその運営について必要な事項を定めるものとする。

（運営）

第2条 FWは施設1階を交流スペース、2階をセミナー・展示スペースと称し、その運営は、学校法人青森田中学園 地域連携センター（以下「センター」という）が行う。

（使用できる事業）

第3条 FWは留学生、外国人及び地域住民等との交流機会、講演会、展示会、会議室等として次の各号のいずれかに該当する事業に使用することができる。

- （1）学校法人青森田中学園設置校（以下「設置校」という）が実施する事業。
- （2）設置校が加盟している団体が実施する事業。
- （3）設置校の教職員及び学生、同窓会員等設置校関係者が実施する事業。
- （4）設置校が連携協定を締結している学校、自治体等が実施する事業。
- （5）前各号に掲げるもののほか、FWの設置目的の達成に協力する諸団体及び個人が実施する事業。

（使用の申請手続）

第4条 FWの使用については原則として使用する日の3か月前から7日前までにセンターに「学校法人青森田中学園サテライトキャンパス企画および施設使用申請書」（様式第1号）を提出する。センター長は、申請が適当であると認められるときは、使用を承認する。

（休館日）

第5条 休館日は、原則として次のとおりとする。

- （1）水曜日及び日曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）
- （3）12月29日から翌年の1月3日までの日
- （4）行事等の都合によりセンターが定める日

（使用時間）

第6条 使用時間は、原則として、午前10時から午後6時までとする。

2、前項の使用時間には、準備及び原状回復に係る時間を含むものとする。

3、時間外の使用については、センター長の承認を得て、設置校の教職員が立ち会うときに限り認める。

(使用料)

第 7 条 F W の使用料は、別表 1 のとおりとする。

(使用者の賠償責任)

第 8 条 第 4 条に規定する施設使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、F W の施設、備品に損害を与えたとき（事業等に参加する者が損害を与えたときを含む。）は、当該損害について賠償の責任を負う。

(遵守事項)

第 9 条 使用者は、別に定める留意事項を順守しなければならない。

(使用の取り消し)

第 10 条 センター長は、使用者が使用の目的を偽って許可を受けたとき、この規程に違反したとき、またはセンター長及び担当職員の指示に従わなかったときは、使用の許可を取り消すものとする。

(事務)

第 11 条 F W についての事務は、研究支援・地域連携課が行う。

附則

この規程は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 9 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

FRIENDLY WINDOW 施設使用についての留意事項

- 1、収容人数は、スクール形式20名、シアター形式30名です。席の配置によって収容人数が変わりますので、事前にご確認ください。
- 2、駐車場はありません。近隣の有料駐車場をご利用ください。
- 3、使用を取りやめる場合は、早めにご連絡ください。
- 4、使用上の注意
 - (1) 展示物等の破損、紛失等については責任を負いかねますので、事業実施責任者が管理して下さい。
 - (2) 館内は禁煙となっておりますので、ご協力ください。
 - (3) ゴミは各自お持ち帰りください。
 - (4) 施設内の壁に直接ポスター等を掲示することはご遠慮ください。(必要に応じてピクチャーレールをお貸しします。)
 - (5) パソコン、大型モニター、ホワイトボードは貸し出し可能ですので、使用する場合はお知らせください。
 - (6) 事務用品などは使用者で用意してください。
 - (7) 施設の使用料は無料としますが、飲食を伴う場合は、可能な限りFWで提供できる商品をご利用いただき、運営にご協力ください。
 - (8) 指定された場所以外への立ち入りはご遠慮ください。
 - (9) 貴重品については、各自が責任を持って管理してください。
 - (10) 施設、備品等に損傷を与えた場合は、速やかに報告するとともに現状に復することを原則とし、要した費用は施設使用者の負担とします。

上記についてのお問い合わせは FRIENDLY WINDOW または青森中央学院大学 研究支援・地域連携課までご連絡ください。

FRIENDLY WINDOW

青森市新町2-7-13

TEL・FAX 017-752-8660

青森中央学院大学 研究支援・地域連携課

青森市横内神田12

TEL 017-728-0131

FAX 017-738-8333

Email csk@aomoricgu.ac.jp

学校法人 青森田中学園
地域連携センター長 殿

住 所

団体名

代表者

学校法人青森田中学園サテライトキャンパス企画及び施設使用申請書

下記の通り施設使用のご許可を下さいますようお願い申し上げます。
使用にあたっては、貴施設の使用規定を遵守するとともに、施設使用上に伴う事故等についての責任は、使用者側が負います。

記

催 事 名 称		
使 用 目 的		参加予定 名
日	時	年 月 日 時 分～ 時 分
使 用 責 任 者		団体名 職名 氏名
担 当 者		職名 氏名
連絡先	住 所	〒
	電 話	
	F A X	
	E m a i l	
備 考		

※企画内容がわかる資料（催事プログラム、進行スケジュール、団体概要等）を添付して提出してください。

FRIENDLY WINDOW 使用料

利用対象者	利用料金（1 時間単位）		
	1 階	2 階	キッチン等使用※ （1 回あたり）
設置校※の主催および共催する事業	無料	無料	無料
設置校が加盟している団体が主催する事業	無料	無料	1,000 円
設置校の教職員および学生、同窓会員等関係者が主催する事業	無料	無料	1,000 円
設置校が連携協定を締結している団体等が実施する事業	無料	無料	1,000 円
一般／団体（営利を目的としないもの）	500 円	500 円	1,000 円
一般／個人（社会人※）	500 円 （1 回あたり）	500 円 （1 回あたり）	1,000 円
一般（営利を目的とするもの）	1,000 円	1,000 円	1,000 円

※設置校 青森中央学院大学・大学院
 青森中央短期大学
 青森中央経理専門学校
 青森中央文化専門学校
 青森中央短期大学附属第一幼稚園、第二幼稚園、第三幼稚園

※キッチン等使用料には、食器、調理器具等使用料、水道光熱費を含む。

※キッチン等使用料は、1 回あたり一律 1,000 円。

※個人使用の場合、高校生および市内大学生の利用については無料。

（青森市産官学連携プラットフォーム共用施設）